

二、明治百年に思つ

昭和四十三年の新春をじいじに迎えることとなつた。この年頭にあたつて、改めて思い出される「」とは、「百年前の一八六八年の慶應四年が改元されて明治元年となつた」とある。日本の近代国家はこの歴史的な年にその基礎を置く。若さのあふれた新国家である。その指導者達は、英知と勇気をもつて内外にわたる苦難の道を切開くために一身を捨てて、近代国家の建設と新政府の基礎づくりに努力した。

今日の物質的な豊饒と科学技術の瞠目するよつたな発展と対比すれば、「明治は遠い彼方」の歴史のうちで埋没したといえるかもしない。事実当時の国民生活の物質的環境が、今日の青少年の目の前に、仮に再展示されたとしたならば、彼等は一種の未開国かフェーブルの世界に映るかもしれない。しかし、実は後世史家が評価するように「眞覚しい明治維新の離れ業」を果たすための基盤は、既に幕府封建体制の下においても、静かに成熟していた。行政機構にしても、藩制

は今日の府県の地方自治体といえないことはないし、幕府体制の中核である幕閣は、總理大臣の下に閣僚を擁する今日の内閣といえないことはない。いわした行政体制が確立していったからこそ、近代的な中央政府と府県自治制に転換するのに、多くの摩擦を引き起こさず、「廃藩置県」が行なわれたといえよう。

ここに特に指摘されることは、幕府封建体制の下において教育が大いに進んでいた事実である。今日、しばしば「人づくり」ということがいわれてゐる。しかし、眞の意味における「人づくり」のために、近代的なビルとその輪奐の美を競う新制大学と、百年前の幕末維新时期の私塾や藩校と何れが優れているであるつか。師と弟子との人間的なつながりの深かつた私塾　その代表的なものに吉田松陰の松下村塾や福沢諭吉の慶應義塾がある　においてこそ、今日の大学よりもはるかに有能な人材が輩出している。開国を求めてきたペリーの使節団がもたらした地球儀を前に、当時の幕末の応接役はすこしもあわてずに、ワシントンを指してアメリカの政治的首都と呼び、ニュー・ヨークを指して商工業の中心地としてあげ、かえつて使節団を驚かしたと伝えられてゐる。和魂洋才は既にその頃においても重んぜられていたといえよう。

そればかりではない。産業革命を経過したその頃の欧米諸国に対比して、既に日本においては幕末時代に商業資本が勃興しつつあつたし、ある種の工業は既に西南の雄藩において經營されて

いた。また民間商業資本は一種のマニファクチャの段階にまで進んでいた。ジャーナリズムについても、政府刊行ではあるが、文久二年（一八六一年）に「官板バタビヤ新聞」や「官板海外新聞」が発行されている。民間新聞としては明治元年（慶應四年）に、柳河春三（春蔭）により「中外新聞」、福地源一郎（桜痴）により「江湖新聞」が、そして、岸田吟香（洋画家劉生の父）によって「横浜報知もしほ草」等が相ついて創刊されている。このような革新への素地をもった日本が、明治維新を経過して近代国家に躍進することができたのも故なしとしない。しかし当時の指導者達に國際情勢の認識と把握がなかつたならば、日本の近代國家樹立のコースは失敗したかもしれない。中国大陸に市場と植民地をうるため歐米の列強は、先ず中国（清国）の開港を求めてくる。アヘン戦争をきっかけとして、武力による中国開国の経過が、そのまま日本に移されようとしていた。しかし、幕末維新の指導者達は、たとえ、薩英戦争や下関戦争という危機があつたにせよ、これを乗り越えて日本の植民地化を排除し、内紛をおさめて明治への道を切り開いてゆくのである。

おもえば、この明治維新を契機としての日本の近代国家への成長は、正に百年の歳月を経過して現代につながっている。確かに明治は遠く去った時代であろう。だが、明治の人々が、よく当時の國際環境に順応しながら、その能力を最大限に發揮して、外国に追いつき追い越そうとした

その努力と英知と勤勉さには、今日においてこそ再び高く評価さるべきものではあるまいか。ここでは、こたずらに昔を回顧し詠嘆にふけることはやむを得ない。ただ戦後も既に四半世紀がかりなり、厳しかつた終戦時の混乱を克服し、日本が経済的に奇蹟の復興をしたとはいながら、現代日本を取り巻く国際的環境は、かつて幕末維新期のそれにもおとらず厳しいものがあるといえる。特に目覚しい戦後の科学の進歩は、かつてのナショナリズムの復原をしてしては、これに対応しきれないものがあらうし、新しい国家意識と観念がわれわれ日本人に要請されてくる。それには国際社会において日本の占める座標をしっかりと把握すると共に、平和と進歩に向つて果すべき日本の役割をはつきり理解して、いわば二十一世紀への新しい世界の未来像へ向つて勇敢に取組むべきものであらう。ここに明治の先人達のもつた指導精神と国家意識とが、現時点において、新たな認識と理念の照明知の下に把握されなければならないものと信ずる。

(昭、四二・一・一五 「政策用報」)